

ID: 55

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用取消しの承認		
例規名 根拠条項	高根沢町仁井田体育館の設置及び管理に関する条例施行規則 第4条(第7条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成15年教育委員会規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (利用の取消し)</p> <p>第4条 条例第6条の規定により利用許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、体育館の利用の取消しをしようとするときは、様式第3号による取消申請書に利用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日